

平成 20 年第 1 回大台町議会定例会会議録（第 3 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 3 月 10 日（月）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

3 月 19 日（水）

4 . 応招議員

1 番	稲 葉 信 彦 君	2 番	上 岡 國 彦 君
3 番	堀 江 洋 子 君	4 番	中 谷 隆 司 君
5 番	小 野 恵 司 君	6 番	直 江 修 市 君
7 番	前 川 怜 君	8 番	中 西 康 雄 君
9 番	山 本 勝 征 君	10 番	大 西 慶 治 君
11 番	濱 井 初 男 君	12 番	前 田 正 勝 君
13 番	中 谷 治 之 君	14 番	廣 田 幸 照 君
15 番	森 本 泰 典 君	16 番	松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

1 6 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	瀬古 正博 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長	千原 貢 君
企画課長	谷口 俊彦 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
財政調整課長	高西 立八 君	住民課長	尾上 薫 君
福祉課長	角谷 達郎 君	税務課長	鈴木 好喜 君

産業課長 寺添 幸男 君 生活環境課長 野呂 泰道 君
総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君
報徳病院事務長 東 久生 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君
同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

9番 山本 勝 征 君 10番 大西 慶 治 君

11. 町長提出の議案の題目（追加議案）

議案第26号 大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例の制定について
議案第27号 大台町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第28号 平成19年度大台町一般会計補正予算（第13号）
議案第29号 平成19年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第30号 平成19年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第31号 平成19年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第32号 平成19年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
議案第33号 平成19年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第34号 平成19年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
議案第35号 平成19年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

12. 議事日程

日程第1 議案第4号 大台町町道路線の変更について
日程第2 議案第5号 大台町町道路線の変更について
日程第3 議案第6号 大台町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第4 議案第7号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第8号 大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第9号 大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第10号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 11 号 大台町宮川歯科診療所条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 12 号 大台町火葬場条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 13 号 大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 14 号 大台町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 15 号 大台町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第 13 議案第 16 号 三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び共同設
置規約の変更に関する協議について

日程第 14 議案第 17 号 平成 20 年度大台町一般会計予算（委員長報告）

日程第 15 議案第 18 号 平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 16 議案第 19 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 17 議案第 20 号 平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 18 議案第 21 号 平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 19 議案第 22 号 平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 20 議案第 23 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 21 議案第 24 号 平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告）

日程第 22 議案第 25 号 平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算（委員長報告）（ 3
号の追加 1 ）

日程第 1 議案第 26 号 大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例の制定について

日程第 2 議案第 27 号 大台町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 28 号 平成 19 年度大台町一般会計補正予算（第 13 号）

日程第 4 議案第 29 号 平成 19 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 30 号 平成 19 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議案第 31 号 平成 19 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 32 号 平成 19 年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 33 号 平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 34 号 平成 19 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 議案第 35 号 平成 19 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

（午前 9 時 00 分）

再開の宣言

議長（中西 康雄君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、平成20年第1回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです

議案第4号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第1 議案第4号「大台町町道路線の変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第2 議案第5号「大台町町道路線の変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第3 議案第6号「大台町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」
を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第4 議案第7号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第5 議案第8号「大台町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

大台町長及び副町長の給料につきまして、一部減額という措置を講じるという内容であります。この措置につきましては、前年もとられた措置でありまして、本則はそのまま附則におきまして、措置をされております。それで2ヶ年にわたってこのようにですね、本則に対して附則でもって減額措置を講じておるんですけども、私、前年も質問しましたけども、その報酬審議会が設置をされております。20年度の予算にも委員会の委員報酬並びに費用弁償が計上されておりますけども、また集中改革プランにおきましても、この特別職の報酬につきましては、報酬審議会で審議というようなことも書かれております。今般のこの措置に対しまして、審議会で審査をですね、されたんかかどうかまず伺いたい。

附則での一部改正です。私はやはりこの一時的な措置ではなしに、もう昨年、今年というふうなことでですので、本則をやはり見直すということが大事であるというふうに思うんですね。そういうことで2点目に伺いたい。

この給料減額ですけども、期末手当はですね、これにこの規定にかかわらず、本則の規定でいくということであります。この点につきましても、審議会において審査を受けるということが望ましいと思うんですけども、伺いたい。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長（千原 貢君）

大台町及び副町長の給料及び旅費に関する条例の改正につきまして、直江議員から質問がありました。

まず、1点目、審議会の開催をしたのかどうかということにつきましては、今回開催をいたしておりません。前回と同様に状況が変わっておらない状況の中で、前回の答申の中では、その額につきましては適切であるか、財政状況や地域経済を勘案して、減額するというふうなことについては、望ましいというふうな答申を受けておりまして、その内容につきまして今回もそれを適用するというものにつきましては、適切であるというようなことを考えまして、今回の予算に計上させていただくもの

につきましては、委員会、審議会のほうについては開催をしておりません。

附則での改正につきましてのご質問でありますけれども、あくまでも一時的、臨時的な減額でございますので、昨年と同様、附則での減額というふうなことで、対応をさせていただくように、今回調整をさせていただきました。

期末手当につきましては、今回につきましては附則の中でその減額をした後の金額によって、期末手当を計算をするというふうなことで、これを除くというふうなことにしましては省かさせていただき、計算の根拠となるものにつきましては、減額した後の金額で計算を、減額をしたあと、去年はそれは減額する前の金額ということでしてございましたんですけども、今回からは10%、5%、2%を減額した後の金額で計算をさせていただくということで、改正をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 9 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 6 議案第 9 号「大台町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第7 議案第10号「大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

日程第 8 議案第 11 号「大台町宮川歯科診療所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江さん。

3 番（堀江 洋子君）

この条例の改正内容については、この診療報酬の算定方法が変わるということでありまして、その内容は 20 年ぐらいこう据え置かれてきた診療報酬ということで、その中でも歯科に関するものが大変多くあったということで、今回の改正は根冠内の遺物除去がアップされたり、それから乳歯とか、こう難しい難抜歯ということが 100 円アップされたり、歯根のほうの摘出術が 300 円から 500 円アップという点の内容のものが点数がアップされたことによって、引き上げられたことによる改正内容というふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾上 薫君）

議員ご指摘のとおりと思っております。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 11 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 9 議案第 12 号「大台町火葬場条例の一部を改正する条例について」を議題します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江君。

6 番（直江 修市君）

条例改正の内容は、大台火葬場の項を削るということで、町内におけます施設は宮川火葬場、やすらぎ苑 1 箇所ということにされるわけでありまして、火葬場の一本化につきましては、その大台地域の皆さんの住民の意向をですね、これについてどのように把握をされておりますが、伺います。

次に、大台地域のこの皆さんにとっては、これ使用料が 1 万 5,000 円から 1 万 7,000 円に、2,000 円アップという改正になるわけなんですけども、このことにつきましても地域の皆さんはですね、理解をされておるんか。

一本化することにつきましては、区長会等において当然説明もされ理解も得られているというふうに思いますけれども、そのように解してよろしいですか、伺います。

次に、1 箇所になるということで、その施設の利用がやすらぎ苑だけでは利用できない状況も想定されます。その際の対応につきましてはどのように考えておられるんか伺います。以上。

議長（中西 康雄君）

住民課長。

住民課長（尾上 薫君）

3点ほどご質問をいただきました。

まず、住民の意向ということでございます。この廃止につきまして、大台火葬場の廃止につきましては、早くから区長会、また地区回り等ですね、その都度広報とかさせていただいてきました。その結果では、特に閉鎖することに対して異議、また地元のほうからも異議は出たことはございませんでした。かえって賛成していただいたというふうなことでございます。

それから、2点目なんですけども、利用料が大台地区に関しては引き上げになるのかというようなことなんですけども、これにつきましてはこの合併してからですね、向こうを希望されて行かれるという利用者の方もみえまして、その点からいきますと、もうすでに理解されて、その当時からいたんだと、向こうを利用すれば高くなるということは理解されていたのではないかと、このように考えております。

それから、3番目の利用ができない状況はないのかということでございますけども、ときの対応なんですけども、まずですね、炉が2つになってということでございまして、30分から1時間の間隔を開ければですね、両方並行して稼働できるということでございます。1日に今までの最高が1つにしてからですね、3体ということはございましたけども、午前中に行ったり、午後行ったりということですね、その都度対応できていくということで、その辺の利用ができない状況というのは、なかなか出てこないのではないかと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 12 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 10 議案第 13 号「大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

堀江さん。

3番(堀江 洋子君)

討論に入る前に、もう少しゆっくり議事を進めていただけないかなと希望をいたしますので、よろしく願いいたします。なかなか頭がちょっと回っていきませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

議案第13号に反対の立場から討論をいたします。

この大きな改正点というのは、特定健康審査ということで、特定健診が義務づけられたものによるということで、この点が大きな点だと思います。一般質問でも行いましたし、昨日の議案質疑でも行いましたけれども、この制度が導入されたことによりまして、国全体でみますと1年間で4兆円の削減ということで、医療費は4兆円削減されることとなりますけれども、その反面、健康産業の市場というのは8兆円規模のその拡大ということで、予測をされております。IT産業とか製薬会社とか、食品会社、健康機器、フィットネス、そういった会社がこの制度によって群がっているという状況でもございます。

この特定健診の最大の目的というのは、今申しましたように医療費の削減でありまして、メタボリック症候群に焦点を充ててこれまでの予防してきた事業などが削られて、特化したものとなっております。またこの特定健診の導入によって、国保税が値上がりしたりとか、競争をされてそのメタボは

かりに焦点を充てた内容となっておりますので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 13 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 11 議案第 14 号「大台町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言をゆるします。

直江君。

6 番（直江 修市君）

一部改正案につきましては、附則で規定されておる項目について 19 年度と同じ内容です。介護保険料を徴収するということであり、この介護保険料につきましては、新町において見直しがされました。そのときにですね、全町民に対し前年と比較して負担増となる内容でありましたので、私も反対をいたしました。

今回の改正につきましても前年同額という内容でありますけれども、そもそもその引き上げがなされたうえで、昨年を継ぐ改正でありますので、反対といたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 14 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 12 議案第 15 号「大台町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

直江君。

6 番（直江 修市君）

病院の運営の面からいろいろ見直し、または改正、改革ですね、そういうことが相次いでなされまして、この改正案におきまして、土曜日の午前診療というものが入っております。このことによりまして、その病院のスタッフのですね、いわゆる労働強化につながっていくということはないのかですね、まず伺いたいと思います。

それで、次の項で使用料の額についての改正規定でありますけども、病院におきましては入院時の食事療養、いわゆる患者さんの給食ですね、これをやまびこ荘で給食サービスしております業者に委託したと、いわゆるアウトソーシング手法を病院でも採用したわけなんですけども、そこで業者のほうでこれは食事代は差額分だけ、いわゆる収受するような形になっておるんかですね、その点伺いたいと思います。

病院のこの給食につきまして、食事ですね、つきましてはここで使用料手数料という形で徴収規定がなされておって、病院の歳入で患者さんの一部負担が歳入されておるといように解してよろしいですか、その点伺いたい。

議長（中西 康雄君）

事務長。

報徳病院事務長（東 久生君）

お答えをいたします。

土曜日の診療開始に伴いまして、病院スタッフに重労働等を課せていないのかということですが、この部分につきましては代休制度を活用いたしまして振替休暇ですね、振替を適用させていただいて、出た職員はその時間を平日に振り替えをするということでありまして、時間外というよりも体を休めていただくという意味で、振り替えを活用させていただくというふうに考えておりまして、重労働にはならないというふうに思っております。

しかしながら、通常の生活でありますと土曜日・日曜日が休みといったところで土曜日を出なくてはないということで、家庭生活におきまして多少の不便を受けるということですが、それは病院の高い理念のもとに地域の皆さんの健康を守らせていただくということでの、皆さんにご理解をいただいているというところでございます。

また、食事につきましてはこの4月より民間業者に業務を委託をしておりますが、その食事代はどう徴収しているかということですが、あくまでも食事をつくっていただくことに対する委託料は当病院が業者に払っておりまして、その食事をとっていただいた患者様からいただく料金につきましては、病院が入院医療費の一部として病院側が徴収をいたしておりますので、業者とのかかわりは一切ございません。

もう1つは、すみません。ちょっとど忘れしまして、もう1つ再度お聞きします。

議長（中西 康雄君）

直江君。

6番（直江 修市君）

入院時のこの食事に対して、徴収するというので、この徴収規定がここにあるということで解してよろしいかということでもあります。

続いて、病院の勤務体系は3交代であったのが、この2交代になって、今そういう体系です。2交代ということは24時間のうちの12時間勤務になってですね、かなり私はハードな勤務体系ではないかというふうに思うんですけども、その点について病院は看護師さんの声等を聞く中で、もとの体系ですね、3交代に戻すというようなことについての検討はなされておらないのかどうか、伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

事務長。

報徳病院事務長（東 久生君）

食事のお金につきましては、この改正分の厚生省の入院時食事療養費の告知の中で、1食当たりいくらと決まっております、その額を徴収させていただいております。

また、職員の勤務体制で2交代、あるいは3交代ということで、各病院につきましてはその病院の実情に合わせて2交代なり、3交代をさせていただいております。当院の場合には昼間の勤務、あるいは夕方から午前までの2交代制を採用しております、長短あるわけですが、3交代になりますと、12時、深夜にですね勤務が終わって帰っていく、また深夜になって出て来なければならないということで、家庭生活においてかなり難しいというのですか、そういった不便さがあるというようなことで、もういっそ夜出てくるんやったら、夕方から朝まで出勤をして、次の日に明けということで休んだほうが生活リズムとしてはやりやすいというような意見もございます。

今回、新しく4月に採用する職員につきましても、そういった3交代から2交代のほうがいいんやというような看護師もおるわけございまして、職員の意向の中からでは3交代にしてくれというような要望は出ていないので、今のところ2交代でいきたいというふうに思っておりますし、2交代のほうが職員の数は少なく済むようなことで考えております。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第 13 議案第 16 号「三重県市町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 40 号 ~ 議案第 47 号の委員長報告 ~ 採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 14 議案第 17 号「平成 20 年度大台町一般会計予算」

日程第 15 議案第 18 号「平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第 16 議案第 19 号「平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計予算」

日程第 17 議案第 20 号「平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

日程第 18 議案第 21 号「平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計予算」

日程第 19 議案第 22 号「平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計予算」

日程第 20 議案第 23 号「平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算」

日程第 21 議案第 24 号「平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算」

日程第 22 議案第 25 号「平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算」

を一括議題とします。

日程第 14「議案第 17 号」から、日程第 22「議案第 25 号」まで、総務教育民生常任委員会に付託し、お手元に配布のとおり委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局長から朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (中田久壽陽君) 朗読

議長（中西 康雄君）

次に、委員長報告を求めます。

松原委員長。

総務教育民生常任委員長（松原隆之助君）

去る3月10日の第1回定例会において、総務教育民生常任委員会に付託されました、議案第17号平成20年度大台町一般会計予算から、議案第25号平成20年度大台町国民健康保険病院事業会計予算につきまして、3月17日・18日の両日、産業建設常任委員の皆様を交え、連合審査を実施しました。

審査会では、各会計予算について各委員より質疑が出され、熱心、かつ慎重に審査がなされ、18日、午後7時50分に全審査を終了いたしました。

同日、引き続き総務教育民生常任委員会を開き、討論、採決を行ったところ、議案第17号につきましては、後期高齢者医療制度の関連経費、水環境整備事業負担金、国民保護法に伴う経費、人権教育指導員の配置に伴う経費が、それぞれ予算計上されていることなどにより、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

議案第18号につきましては、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第19号につきましても、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第20号につきましても、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第21号につきましては、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第22号につきましても、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第23号につきましても、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第24号につきましても、賛成、反対の討論もなく、賛成多数で可決されました。

議案第25号につきましては、賛成、反対の討論もなく、全員賛成で可決されました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（中西 康雄君）

ただいまの委員長報告は、各予算案件について、一括して報告がありましたので、これを一括して
質疑があればお受けいたします

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 17 号から、議案第 25 号までの委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 17 号「平成 20 年度大台町一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江さん。

3 番（堀江 洋子君）

議案第 17 号に反対の立場から討論をいたします。

今回、平成 20 年度の予算を見ますと、私はこの間ずっとお年寄りや障害者や子どもたちに優しいまちづくりということで、それを政治信条としてやってきましたけれども、この中で、昨年一般質問でも行いました 1 歳から小学校入学前までの幼児に対するインフルエンザの予防接種事業、そして妊婦検診も 2 回から 5 回に拡充されたこと、それから三瀬谷の南・北保育所の統合整備にかかる予算、そして大台中学校へのスクールバスの購入ということで、予算計上がなされておりまして、保護者の方も、そして地域の方も大変私はこれは喜んでいただけることだと思います。私も大変嬉しく思います

その一方で、これはずっと一貫して反対をしてきました水・環境整備事業への負担金、それから後

期高齢者医療制度に伴う関係の経費、そして国民保護法に基づきましての予算経費、そして人権にかかわる事業負担金なども2件ほど整理をしていただいた予算内容となっておりますが、人権教育指導員の配置に伴う経費はまだ計上されたままでございます。こういった予算計上がされておりますので、本議案に対しまして反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

大西君。

10番（大西 慶治君）

平成20年度当初予算に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

19年度予算に対して26.3%という大幅な増額予算でありますけれども、その内容といたしましては、特に懸案でありました三瀬谷地区南・北保育所の建設、また生徒の安全・安心という立場から三瀬谷小学校の屋内運動場、またプールの建設が折り込まれております。そして住民の防災という観点から防災無線事業の取り組みがみられており、また一般質問でも出ておりましたAEDについてのリース料が含まれております。国の道路特定財源での不確定な部分があり、下手をすると基金の取り崩しというようなことも考えられるような予算ではありますけれども、第1次総合計画の目的達成のための基礎固めということを十分に折り込んでおる予算であると認識をいたしますので、当予算に賛成をいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対の発言を許します。

直江君。

6番（直江 修市君）

さきほど堀江議員からも一般会計予算案に反対する討論がされました。その上げられました理由のすべてについて私は予算案に賛成するのではなく、反対討論に賛同するものであります。

そして後期高齢者医療医療制度を推進していくために、広域連合が創設をされました。老人保健法に基づく保健事業におきましては、事業主体は町であります。ところが今度は県下一本で進めていくということで、事業主体が一本化されたと、そういう中で保険料の審査もされ、決められてきております。この中で、本当に後期高齢者制度の中身を知って審査された議員がおったのでしょうか。私は皆無だと思うんですね。他の県では共産党の議員もこの連合の議員になって、制度の矛盾を指摘をされておる記事が出ておりました。そこでは本当に75歳以上のね、お年寄りの立場に立って議論がされております。

ただ、多数によって、これはどこの連合でもこの制度推進する状況になっておりますけども、そういう声が出ております。残念ながら三重県の後期高齢者連合ではですね、その制度について矛盾を指摘する声はなかったのではないかと思います。しかし、県下の市町議会ではですね、老人会の要請も受け、この制度の矛盾を各議会で議論されておるものと思います。私もこの大台町におきまして、過酷な制度だというふうな認識から、関連予算が計上されておりますので、反対をするものであります。

同時に、国会の状況を見ますとですね、2月28日には、この4月から実施される医療制度を廃止する法案が与野党共同で出されておる状況もあります。まさに参議院の状況を見ますと、この与党を上回る野党の議席状況でありまして、これは私一番近い国政における民意の反映ではないかと思いますね。これだけ4月から発足するという状況にもかかわらず、国においてもですね、多数の議員が反対しておるといのは、いかにこの法案に問題があるかということの証ではないかというふうに思います。

そういうことから、医療制度を廃止を求める立場からも本町の予算案に、予算化されていることについて反対をいたします。

それから、宮川スポーツクラブ補助金がですね、大きく前年とは非削減をされました。この削減理由はマネージャーが退職をしたという理由によるものであります。これにつきましては昨日いろいろ意見を述べましたので、詳しく述べません。反対の理由として上げます。町におきましては人材育成基金をもって人材を育成しようとする事業も展開されております。私はそういう観点からみれば、1

人の有能なスポーツに関する行政と言いますか、スポーツの分野で町民の皆さんと一体になってやってこられたということ、これは文字どおり人材が育成されたということなんですね。そういう若者を育て上げてきたいということなんです。

そういう町の考えからも私は本当ね、反するような事態を招いたということ、誠に遺憾なことだというふうに思います。

次に、デマンドタクシーの運行が委託されます。半年間の試行運転ということでもありますけども、私は町として事業展開していく事業でありますから、半年間と言いますが、単年度予算主義からいけば2分の1の期間を占めるその期間、事業を展開されるわけですから、きちっと条例を制定してですね、その中で利用者負担につきましても徴収規定設けて、きちっと整備をされたうえで展開をするべきだというふうに、今でも考えておりますので、そういった措置がね全然このデマンドタクシー運行につきましてなされておられませんので、反対の理由といたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

訂正について

議長（中西 康雄君）

次の議案に移ります前に、少し戻って訂正してお詫びを申し上げたいと思います。

委員長の報告のあと、ただいまの委員長報告は各決算案件についてと申しましたが、この決算ではなしに予算案件でございます。訂正してお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございません。

議長（中西 康雄君）

続きまして、議案第 18 号「平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

6 番（直江 修市君）

議案第 18 号に反対の立場からその理由を述べます。

国民健康保険事業特別会計におきまして、大きく被保険者のですね、負担が増やされております。この背景においてこの後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、国民健康保険の被保険者にも大変な影響が出てきているというこなんですね。

大台町におきましては不均一課税の状態です。22年度に均一化するというのが、合併協議において調整されております。本来はその示された保険料で予算化、私はしていくべきものだというふうに思う。それは約束したことなんです。町民に、合併してもこのようにやっていきますと、急に負担は増やしませんということできた。ところがこの医療制度の創設で当局も対応を迫られたという状況があります。それはそれで国のほうの医療制度の改悪に大きな問題があるわけなんですけども、現実的には町民は旧宮川村の被保険者が均等割で5,200円の増、旧大台町の皆さん2,600円の増と、平等割でも旧大台町の皆さんは1,000円の増、宮川村の皆さんは2,100円の増と、年間これだけのですね負担が増やされるわけです。これは大変な厳しい状況の中での負担増でありますので、国への医療制度改悪への怒りも込め、実際この会計で処理されますので、この会計への住民への約束反故に対する怒りも込め、反対といたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 (中西 康雄君)

議案第 19 号「平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

6 番 (直江 修市君)

議案第 19 号に対しまして、反対の理由を述べます。

町長の施政方針の中で、簡易水道特別会計の説明をされております。水道事業は町民の皆さんに安全で良質な水の安定供給を図ることを目的とした事業であり、その予算を司る会計であります。この点は当然の私はことだというふうに思うんです。

水道会計におきまして、大変大きな事業がですね出てきております。それは南勢水道から受水した場合の水道配水施設をですね、つくっていくということでありまして、その経費が計上されております。このことにつきましては、基本計画が作成された前後、これ予算編成というのはもうさきほども出てましたけども、1月、2月段階から査定をされておるとい状況からも基本計画ができて、その説明の前にもうこういう予算を組むというようなことがですね、決められておったように思うんです。これはその基本計画ができて全員協議会の場でいろいろ説明され、論議されたうえで施政方針がつく

られたものではないように時間的なことから思う。そういうことからもう早くにね、もうこの南勢水道から受水するという考えを持っておったというふうに思わざるを得ません。

その事業は私はそれなりに必要な面はありますけども、やはり町全体の予算事業を十分考えてですね、やっていくべきものだというふうに思います。

1つ私矛盾を感じるんですけども、これ誰かが言われたように、日本一美しい宮川か、清流宮川とか看板があるということですけども、その日本一美しい宮川から受水できないというこれ矛盾ですね。享受できんという矛盾があるということも、何か非常に実際町民としては違和感あると思うんですね。全国的にそういうふうなアピールはしますけども、旧大台町の皆さんは宮川の水を飲めんという矛盾ですね。逆に櫛田川からの水を飲まざるを得ん、地形的なことがあるというようなことも大変当該地域にとっては、何と言います矛盾としか表現がしようありませんけども、そういうこと思うんです。

そういうことで、大きな事業の準備のための経費が上がっておりますので、私は本当はこの予算の凍結をですね、求めたいんですけども、賛成反対の討論ということでもありますので、凍結を求めながら本予算案には反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

前川君。

7番（前川 怜君）

簡易水道事業特別会計につきましては、会計予算につきましては基本的には我々生活に一番必要なものでございます。安全で安心な水を供給してくれることが町民にとってどれだけ幸せのものであるか、これはもう誰しもわかることでございます。

今回、この予算に対しまして3月の4日に基本計画が示されました。最終的にどのケースでいくかというのは、まだ決まってはおりませんが、この予算は大台地区の水道配水施設の基本計画の業務委託、それから東部簡水のこれ宮川地区ですけども、東部簡水の整備実施設計委託料ということで、それぞれのこの委託料の状況を見ましても、非常に前向きに検討をさせていただいておると、確実に基

本計画に基づいて実施をしようという具体的な金額がもう出ております。

それと工事費につきましては、東部簡水のほうは来年で事業がすべて完了するというので、今年度は工事費も出ております。そういうことで非常に基本計画に基づいた本予算ではなかろうかというふうに思いますので、どうかその基本計画に基づいてですね、着実に進めていただくようお願いをさせていただきたいと、これは大台地区の住民の願いでございます。そういう意味でひとつ今後十分検討されて進めていただきたいと思います。

計画によると 88 億円から 120 億円というような巨額な事業費が想定をされるわけで、今後財政的にも非常にいろんな面で負担が増すということにもなるかとは思いますが、しかし、安心して安全な水ということに対しては、住民の方々から十分ご理解がいただけるものというふうに私は思っております。そういう意味で、本予算につきまして賛成をいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第 19 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（中谷 治之君）

討論の途中でございますが、しばらく休憩します。

再開は 10 時 10 分といたします。

（午前 10 時 00 分）

議長（中谷 治之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10 時 10 分）

議長（中西 康雄君）

議案第 20 号「平成 20 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 20 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 20 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 (中西 康雄君)

議案第 21 号「平成 20 年度大台町老人保健事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

6 番 (直江 修市君)

議案第 21 号に反対の理由を述べます。

特別会計の内容につきましては、町長の施政方針で平成 20 年 4 月から後期高齢者医療事業に制度改正されることに伴い、平成 20 年度におきまして平成 20 年 3 月診療分の給付費と、請求遅れ分の精算給付を残すだけとなったということからの予算という内容であります。

老人保健事業につきましては、これはもう老人保健法に基づいて進められてきた事業でありまして、この高齢者のこの医療について毎年毎年負担増ですね、ということでされてきました。これは国の歳出、削減ということが大きな目的でやられてきた事業でありまして、さらに今度は前期と後期に高齢者を分けて、さらなる医療費抑制と負担増を老人に求めるという制度にまた移行するというところで、私は発展的にお年寄りの医療費に対してですね、お年寄りを敬う立場からの制度にしていけないかん

のに、段々うば捨て山的な制度がですね、進められていくということは本当に大変なことだというふうに思うんです。

そういう石杖となったこの事業ですので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第 21 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

議案第 22 号「平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

6 番（直江 修市君）

議案第 22 号に反対の立場で理由を述べます。

介護保険事業につきましても、この構造改革路線のもとで国の歳出削減をねらいとして、給付費を削減するということが、そして介護を受けるお年寄りからも負担を求めるといようなことで進められてきております。その中で介護現場は大変な状況に陥られました。せっかく資格をもっておる介護福祉士もですね、その介護現場から離れて他の職種に就くといような、異常な状況を生んできております。

これは国としても私は大変な事態をもたらしておると思うんです。本来社会に長く貢献されてきた高齢者に対しては、病気になっても安心ですよ、介護を受ける立場に立っても安心ですよということですね、やっていくのが国の政治、つまりは民の政治を安定ながらしむのが、政治の本道だと思うんです。それに反して長生きしづらいような社会を構築していくというのは、本当に本末転倒した国づくりだと思うんです。

それに対して旧の岩手県の沢内村ではですね、相変わらずやはり長生きしてもらえる施策を講じておると、自治体での努力には限りがございます。国としてやっぱりしっかり高齢者の長生きを保障していくですね、制度の構築が求められておると思うんですけれども、介護保険事業につきましても今年度の予算でもやはりそういったことが改善されない状況になっておりますので、これはもちろん法に基づく事業ですんで、当局がですね 100%悪いとは私は申しませんが、やはりこういう会計を設けてやっていかんならんという状況でありますので、私どもそういう皆さんの立場から立って、納

得できん会計だということですので、反対いたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第 22 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 22 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

議案第 23 号「平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江君。

6 番（直江 修市君）

議案第 23 号に反対の立場で理由を述べます。

生活排水処理事業におきましては、これは宮川地域での高度合併浄化槽の設置と並びにその維持管理、そして公共下水道の布設と維持管理ということが、会計の主な内容でございましたが、今般の予算におきまして、平成 21 年 4 月から浄化槽市町村整備事業を大台地域にも拡充していくということで、この使用料の徴収や維持管理のための電算システムの導入に要する経費の計上ということであります。

浄化槽市町村整備事業につきましては、宮川地域の皆さんも加入金をですね、平成 21 年 4 月以降加入する際、15 万円を負担しなければならんというようなことにされていきます。そういうことで私は合併してどんどんその宮川地域の皆さんの負担がですね、増えていくということに本当に憤りを感じるんです。この会計でも本来はこの宮川地域に対する施策と、大台地域に対する施策は違うわけですから、2つの会計あってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。受ける内容は違うわけですから、それをとにかく全町一本というようなことで、予算的に当然加入金もいただいてというような、新しい町になったらそういうふうな姿勢になるとは思いますけども、旧宮川では加入金なしで進めてきた事業でありますので、大変住民の皆さんはと惑いを感じ、また加入促進にも大きな支障を私はもたらず内容というふうに受け止めますので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西 康雄君)

これで討論を終わります。

議案第 23 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 23 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(中西 康雄君)

議案第 24 号「平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江さん。

3 番(堀江 洋子君)

議案第 24 号に反対の立場から討論をいたします。

さきほど一般会計で直江議員が後期高齢者の医療制度について討論をされておりましたが、中止や撤回、そして見直しの意見書を可決した地方議会というのが 512 自治体あります。これは全自治体の 3 割に上るということで反対署名も 350 万人ということで、署名が集められております。全国至るところで批判が続出しているということでもあります。

それからこの大台町ではどうかということで、昨日一昨日もですね、私の保険料はどうなるんやろということで、その方のところに私はこういったチャートでわかる保険料いくらというものがありますので、この資料を持ってそのお宅にここに数字を入れてくださいということで、見てくださいということでお話もして行ってきましたけれども、対象者となる方は大変不安に思っているらしいです。

そもそもこの制度というのも 2006 年の 6 月に、医療構造改革の名のもとで小泉内閣と自民公明が強行に推し進めたことによります。中身とえば 75 歳以上のすべての人を後期高齢者として新たに保険に組み入れ、国保や健保から追い出して、負担増と治療制限を強いる仕組みに追い込んで年齢で医療を差別する。そういった世界に例のない制度であると思います。

また、扶養家族として健保に加入している方からもそういった高齢者の方からも新たに保険料は負担されることになります。月、月額として 1 万 5,000 円以上の年金受給者からもその保険料が天引きをされて、おまけに払えないと保険証も取り上げられます。

また、65 歳以上の一定の障害者も含まれていくことになってしまいます。75 歳以上の人口比率が高まった場合においても、後期高齢者の医療給付が増えた場合も保険料の負担が増える大変過酷な制度のもとの特別会計でございますので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

議案第 24 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 24 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 (中西 康雄君)

議案第 25 号「平成 20 年度大台町国民健康保険病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 25 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 25 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

さきに配布いたしました議案書のとおり、町長から、議案第 26 号から議案第 35 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 10 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号から議案第 35 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 10 として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第 26 号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 議案第 26 号「大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（角谷 達郎君）

議案第 26 号 大台町福祉事業の実施にかかる負担金徴収条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

大台町における高齢者の生きがい活動支援通所事業、及び介護予防支援教室事業、並びに障害者サービス事業にかかる利用者負担金について、本来負担金徴収に関する条例規定が必要でしたが、事務不手際によりまして事業実施要綱のみにて負担金を徴収してまいりました。

今般、この事実が判明いたしましたので、本日追加議案として本条例を上程させていただいたものでございます。全員協議会の席でも申し上げましたが、新町発足以来議会におきまして条例等の不備をご指摘いただき、その都度適正なものとなるよう努めてまいりましたところでございますが、今回、再びこのような事態をおかしてしまいました。誠に申し訳なく思っております。改めまして深く反省し、陳謝申し上げるとともにご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第 27 号の上程

議長（中西 康雄君）追加日程第2 議案第27号「大台町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（尾上 薫君）

議案第27号 大台町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

大台町例規集の9,301ページ、定例会資料の新旧対照表をご覧ください。

戸籍法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が、平成20年3月7日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）が、平成20年5月1日から施行されることに伴い、手数料条例に手数料の種類を追加し、平成20年5月1日から施行する改正でございます。

戸籍法改正により、新設された第10条の2が第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限する結果、学术研究のための戸籍、及び除かれた戸籍の情報等の利用も制限されるため、第126条を新設し、学术研究のための戸籍、及び除かれた戸籍の情報を提供することができると規定されたことによるものでございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第28号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第3 議案第28号「平成19年度大台町一般会計補正予算（第13号）」議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政調整課長。

財政調整課長（高西 立八君）

議案第 28 号 平成 19 年度一般会計補正予算（第 13 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、各事業の精算による増減が主で、歳入歳出それぞれ 1 億 2,211 万 9,000 円を減額し、総額 65 億 9,789 万 3,000 円といたしました。

第 2 表では予算繰越を、第 3 表では地方債の補正を提案させていただいております。

なお、第 2 表繰越明許費の提案理由につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げます。

まず、歳出からその主なものにつきましてご説明申し上げます。

人件費につきましては、それぞれの目での説明は省略させていただき、ここでまとめてご説明をさせていただきます。職員給料 1,217 万 5,000 円、期末勤勉手当 637 万 2,000 円、時間外勤務手当 205 万円、特別職期末手当 79 万円、及び職員共済組合負担金 403 万 9,000 円、退職手当組合負担金 114 万 9,000 円、職員共済組合負担金追加費 431 万 6,000 円など減額する一方で、退職手当組合特別負担金 404 万 8,000 円を増額いたしました。総額では 2,811 万 4,000 円の減額となりますが、なお、退職手当組合特別負担金につきましては、勧奨退職制度により退職する職員分でございます。

また、職員給料などの人事費で大きく減少しておりますのは、育児休業中の職員の給料を見込んでおりましたことと、職員共済組合負担金率、退職手当組合負担金率が確定したことが主な要因でございます。

2 款総務費、28 ページから 38 ページにおける一般管理費では、条例規則等の改正が例年より多く、法規追録代 220 万円を増額し、総額で 90 万 5,000 円を増額でございます。

財産管理費、30 ページでは、各種基金の利子が確定したことなどの理由で、目的基金の積立金をそれぞれ増額いたしましたことと、保証金免除の繰上償還を行うことによる減債基金積立の 931 万 1,000 円を減額、そして財政調整基金を 1 億 242 万 9,000 円を増額いたしました。

予算ベースでの財政調整基金残高は 8 億 6,273 万 2,000 円でございます。総額では 9,330 万円の増額でございます。

宮川総合支所費、32 ページでは、光熱水費 170 万円などを減額する一方で、公用車の車検及び修理費 100 万円を増額いたしました。マイクロバス 2 台の修理費が主な内容で、総額では 160 万 8,000 円の減額でございます。

諸費、33 ページでは、防犯灯の修繕費 32 万円と、平成 18 年度民生費及び衛生費県支出金精算返還

金合わせて 88 万 3,000 円を増額いたしました。総額では 120 万 3,000 円を増額でございます。

町営バス事業費、33 ページでは、町営バス使用料と県補助金の減額に伴う財源更正でございます。地籍調査費、35 ページでは、補助金申請が要望どおり通らなかったため、その委託料 1,002 万 3,000 円を増額いたしました。総額では 1,005 万 3,000 円を増額でございます。

付加徴収費、36 ページでは、県民税取扱交付金の増額によります財源更正でございます。

以上、総務費総額では 7,704 万 4,000 円を増額でございます。

3 款民生費、38 ページから 46 ページの社会福祉総務費では、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金 183 万 6,000 円などを増額いたしました。

総額では 10 万 8,000 円を増額でございます。

障害者福祉費、39 ページでは、療養介護給付費が増えたことによります障害者介護給付費 100 万円の増額でございます。総額では 1 万 6,000 円を増額でございます。

国民健康保険費 41 ページでは、国保会計の保険財政安定化支援事業費分の確定により、国民健康保険特別会計繰出金 107 万 8,000 円を増額し、総額 68 万 1,000 円を増額いたしました。

社会福祉医療費 41 ページでは、老人保健特別会計における医療給付費の増額に対応し、老人保健特別会計繰出金 5,915 万 4,000 円を増額し総額 5,739 万 5,000 円を増額といたしました。

なお、例年どおり未精算分の国庫負担金などは、翌年度精算となります。

児童福祉総務費 43 ページでは、三瀬谷地区統合保育所事業にかかる精算が主なもので、総額 3,465 万 6,000 円を増額いたしました。

民生費総額では 786 万 8,000 円を増額でございます。

4 款衛生費、46 ページから 52 ページの保健衛生総務費では、報徳病院職員退職手当組合特別負担金補助金を 664 万 2,000 円を計上いたしました。これは病院職員の勤奨退職に伴う特別負担金でございます。総額 260 万 6,000 円を増額でございます。

環境衛生費、48 ページでは、合併浄化槽設置補助金 273 万 3,000 円を、生活排水処理事業特別会計繰出金 697 万 6,000 円を増額するなど総額 1,204 万 4,000 円を増額でございます。

なお、生活排水路調査設計業務委託料につきましては、126 万 5,000 円を増額し、残り 1,837 万 5,000 円を翌年度に繰り越しさせていただきます。

簡易水道事業整備費 51 ページでは、簡易水道事業特別会計繰出金 998 万 1,000 円を増額いたしました。総額で 1,019 万 6,000 円を増額でございます。

なお、桧原谷川砂防工事に伴う配水管布設替え工事につきましては、545 万円を増額させていただきます。

衛生費総額では3,295万1,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、52ページから58ページの農地費、54ページでは工事工法の変更などによりまして柳原水口池用水路改修工事など、工事請負費252万3,000円を減額いたしました。

総額では266万5,000円の減額でございます。

林道費、55ページでは林道真谷線、舗装工事の中止などによりまして、工事請負費を881万円減額し、総額890万7,000円の減額でございます。

町有林管理費の町有林施業実施委託料359万1,000円など、公団造林管理費、56ページの緑資源機構造林施業委託料4,049万8,000円、森林環境創造事業費の森林環境創造事業委託料4,200万円、循環型生産林整備事業費、57ページの循環型生産林整備補助金1,240万2,000円をそれぞれ減額につきましては、森林再生二酸化炭素吸収量確保対策事業850万円の事業振り替えもございませうが、基本的には受け手である認定林業事業者との事業調整によるものでございませう。

なお、治山費、56ページの県営治山付帯工事明豆地内につきましては、250万円を繰り越ささせていただきます。

農林水産業費総額では1億535万8,000円の減額でございます。

6款商工費、58ページの観光費では、県の魅力ある観光地づくり支援事業により、「熊野古道とつながる熊野街道等を活用した魅力づくり事業」を実施するため、散策道整備委託料198万円を計上しておりましたが、承認された県の補助額が少なかったため、散策道整備委託料150万5,000円を減額いたしました。

商工費総額では186万7,000円の減額でございます。

7款土木費、59ページから65ページでは、土木総務費で県営事業負担金206万8,000円など総額293万3,000円を減額いたしました。

沿道景観整備費では、事業の精算により流木処理委託料を83万円増額し、他を減額することにより事業組み替えを行いました。

道路維持費、61ページでは、JR三瀬谷駅構内排水改良工事121万円など620万円を減額いたしました。

道路新設改良費、63ページでは、地方道路交付金事業の精算により、滝水橋などの耐震設計委託料1,016万円を減額し、さらに岩井橋耐震補強工事1,646万円など減額する一方、江原橋耐震補強工事2,484万円を追加いたしました。

総額で210万9,000円の減額でございます。

なお、岩井橋耐震補強工事1,091万円と、江原橋耐震補強事業2,487万円につきましては、繰り越

しをさせていただきます。

住宅費、60 ページにつきましては、木造住宅耐震補強事業補助金 122 万円など、254 万 7,000 円を減額いたしました。

河川費につきましても西谷川河川改修工事 211 万円の減額でございます。

土木費総額で 2,012 万円 3,000 円の減額でございます。

8 款消防費、65 ページから 66 ページの非常備消防費では、消防団員福祉共済掛金の掛金期間の変更により、80 万 7,000 円を増額し、総額では 434 万 4,000 円の減額でございます。

消防施設費では、精算による防火水槽新設工事 300 万円の減額など、総額で、401 万 6,000 円を減額いたしました。

防災費、66 ページでは、土砂災害情報通報システム整備事業につきましては、精算により委託料を 825 万 2,000 円減額し、総額 883 万 1,000 円の減額でございます。

消防費総額で 1,719 万 1,000 円の減額でございます。

9 款教育費、67 ページから 73 ページでは、各事業の精算による増減を各項目に計上させていただきました。教育費総額では 1,669 万 3,000 円の減額でございます。

主なものといたしましては、小学校費 68 ページで、介助員臨時賃金 60 万円を増額し、学習支援員臨時賃金 190 万円を減額しております。

中学校費、70 ページでも学習支援員臨時賃金 40 万円を減額をしております。

また、学校組合費、73 ページでは、協和中学校耐震工事の補助単価の増により、当町への負担金が 432 万 7,000 円を減額されました。

なお、三瀬谷小学校屋内運動場及びプール改築事業につきましては、1,000 万円を繰り越しさせていただきます。

10 款災害復旧費、74 ページの林業用施設災害復旧費では、工事請負費 1,090 万 5,000 円を減額いたしました。

また公共土木施設災害復旧費の工事請負費でも、559 万 3,000 円を減額いたしました。

災害復旧費総額では 1,646 万 8,000 円の減額でございます。

なお、林業用施設災害復旧事業につきましては 6,280 万円を、公共土木災害施設復旧工事につきましては 557 万円を、翌年度に繰り越しをさせていただきます。

11 款公債費、75 ページの元金につきましては、義務教育施設整備事業債分 931 万 3,000 円を追加しております。これは今年度から 3 ヶ年に限って、高金利の地方債について、補償金なしの繰上償還ができることに対応したものでございます。財源といたしましては減債基金を充当しております。

公債費総額では 398 万 7,000 円の増額でございます。

次に、これらの主な補正財源についてご説明申し上げます。

1 款町税、10 ページにつきましては、滞納整理による効果が現われ、個人町民税で 466 万 7,000 円を、固定資産税で 264 万 1,000 円を増額しました。

しかし、所得の伸びが見込みより少なかったことにより、個人法人でそれぞれ 600 万円、200 万円を減額しております。固定資産税につきましては償却資産が減額となる一方、土地家屋の課税標準額が伸びましたので、合わせて 441 万円を増額しております。

町税総額で 340 万 6,000 円の増額でございます。

6 款地方消費税交付金、11 ページにつきましては、交付額の確定により 687 万 7,000 円を増額いたしました。

11 款分担金及び負担金、11 ページの農林水産業費分担金では、事業費の減に伴う分担金の減額でございます。

災害復旧費分担金、林業用施設災害復旧費分担金につきましては、激甚災害指定による補助率の増嵩により、分担金 262 万 9,000 円を減額しております。

負担金では主に保育料が増額となる見込みでありますので、児童福祉費負担金 151 万 9,000 円を増額いたしました。

分担金及び負担金総額では 183 万 6,000 円の減額でございます。

12 款使用料及び手数料、12 ページから 14 ページにつきましては、使用料で町営バス使用料 80 万円などを減額する一方で、火葬場使用料 44 万 2,000 円などを増額いたしました。

手数料につきましても戸籍関係交付証明手数料 16 万 5,000 円などを減額する一方で、一般廃棄物処理業務許可手数料 3 万 5,000 円などを増額いたしました。

使用料及び手数料総額では 78 万 1,000 円の減額でございます。

13 款国庫支出金、14 ページから 16 ページにつきましては、国庫負担金で被用者児童手当費負担金 109 万 2,000 円、特例給付費負担金 14 万円、非被用者児童手当費負担金 53 万 4,000 円、保健事業費負担金 138 万 1,000 円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 459 万 3,000 円などを減額する一方で、障害者福祉費負担金 99 万 9,000 円を増額いたしました。

国庫補助金では環境保全費補助金 28 万 6,000 円など減額する一方で、障害者福祉費補助金 1,282 万 7,000 円、林業用施設災害復旧費国庫補助金 692 万 6,000 円を、合併推進体制整備費補助金 2,100 万円などを増額いたしました。

環境保全費補助金につきましては、循環型社会形成交付金事業について、昨年度から交付金の年度

間調整が認められており、今年度交付金調整交付金が18年度さらに交付を受けた額よりも下回っているため、調整後の額がマイナスとなり、交付額が増となることによるものでございます。

障害者福祉費補助金、障害者地域生活支援事業費等補助金につきましては、補助金の額の確定によるものでございます。

また、合併推進体制整備費補助金につきましては、合併後10年間に合併に伴う財政需要に対して措置される補助金で、大台町は1億5,000万円の補助金が上限額でございます。今年度につきましては補助金申請交付の決定通知がありましたので、今回補正をさせていただきます。川添保育所耐震補強事業と防災行政無線統合調査委託事業に充当しております。

国庫委託金では、社会福祉費委託金21万7,000円を減額する一方で、戸籍住民基本台帳費委託金31万3,000円などを増額いたしました。

国庫支出金総額では3,361万1,000円の増額でございます。

14款県支出金、17ページから21ページの県負担金では、被用者児童手当費負担金1万8,000円などを減額する一方で、有害駆除許可事務等の増による総務管理費負担金151万2,000円などを増額いたしました。

県補助金では、市町村合併支援交付金500万円、算定方式の変更による町税費交付金900万円、国庫補助金でご説明いたしました市町地域生活支援事業補助金などの障害福祉費補助金648万2,000円を増額する一方、事業費の精算によります林業費補助金3,001万3,000円、消防防災費補助金100万円など、総額1,779万9,000円を減額いたしました。

市町村合併支援交付金の増額につきましては、総額5,000万円の交付決定を受けており、簡易水道会計の統合簡易水道変更認可申請業務委託の中止により、充当事業を一般会計に変更したことによるものでございます。

なお、一般会計と簡易水道事業会計差し引きで300万円の減額をしております。

県委託金、20ページにつきましては交通災害共済にかかる加入件数、見舞金支給件数の減に伴い、交通災害共済事務費委託金323万9,000円をはじめとして、総額326万7,000円を減額しております。

県支出金総額では2,083万8,000円の減額でございます。

15款財産収入、21ページから23ページの利子及び配当金では各種基金利子173万9,000円を増額いたしました。また、不動産売払収入では、主に町有林間伐材の売払収入418万1,000円を、旧警察官舎跡地など不動産売払収入471万6,000円を増額いたしました。

財産収入総額では、1,044万3,000円の増額でございます。

17款繰入金、23ページにつきましては、事業の精算によりまして農林業後継者育成繰入金444万円

などの減額など、総額 663 万 9,000 円を減額いたしました。

19 款諸収入、24 ページにつきましては、事業の精算によりまして受託事業収入、公団造林受託事業収入 4,049 万 9,000 円を、防災事業受託事業収入 825 万 3,000 円を減額いたしました。

また、雑入では宝くじの分配金として、交付される市町村振興協会市町村交付金 547 万 5,000 円、旧 5 ヶ町村有及び広域市町村圏協議会土地売払等に伴う精算返還金 817 万 4,000 円などを増額いたしました。この精算返還金につきましては、旧大台町ほか 4 ヶ町村衛生施設利用組合が警察官舎土地などの払い下げを受け、その後売却をしていた利益を、また三瀬谷木材市場より指定地区市町村圏協議会へいただいた寄附金を、今回構成市町に配布したものでございます。

諸収入総額では 3,326 万 2,000 円の減額でございます。

20 款町債、26 ページでは、過疎対策事業債 2,080 万円などを総額 1 億 1,310 万円を減額いたしました。

よろろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、特別地方交付税などの交付額が確定いたしておりませんので、確定後、予算の専決処分をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

6 ページ、第 2 表 4 款衛生費の生活排水路調査設計業務委託繰越明許費につきましては、佐原地区、菅地区、滝広地区等で J R 及び国道・県道の横断排水を行うため、関係機関と協議をする時間を必要とすることから、繰り越しをお願いするものでございます。

また、桧原谷川砂防工事に伴う配水管布設替工事繰越明許費につきましては、県発注の桧原谷川砂防工事との調整を必要とすることから、繰り越しをお願いするものでございます。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田諄二君）

第5款農林水産業費、2項林業費、県単治山付帯工事につきましてのご説明を申し上げます。

本体工事を県が平成19年度治山事業として明豆地内にて施工しております。町といたしましても、その工事の流末整備を実施いたしますが、本体工事の流路工が完成をしていないことから、年度内完成が見込めず繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路整備交付金事業の岩井橋耐震補強事業についてご説明を申し上げます。本事業につきましては落橋防止装置を既設桁下に設置、及び変位制限装置を既設橋台橋脚に固定し、また沓座拡幅を行う工事でございます。

しかし、橋台、橋脚の鉄筋配置の図面がなく、表面部は鉄筋探査機による確認ができたものの、内部では設計計画したアンカー穴の位置に鉄筋が出るなど、移動を余儀なくされたため、固定プレートの安定計算の再計算を必要となり、年度内の完成が見込めず、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、地方道路整備交付金事業の江原橋耐震補強事業につきまして、ご説明を申し上げます。本工事は平成19年度で長ヶ大橋耐震補強工事と、久保井戸橋耐震補強工事を実施しておりましたが、事業費が安価で実施することができたため、平成20年度実施予定の岩井橋耐震補強工事と、滝水橋ほか耐震設計業務委託料を前倒し、11月臨時議会において増額を含めご承認をいただき、事業を進めておりました。詳細設計委託を行った結果、さらに安価な事業費で契約ができたため、事業費が余ることとなりましたので、県と協議を行った結果、事業費残額分を平成20年度計画予定のうちの、平成19年度前倒し配分とし、平成20年度配分と合わせて発注するよう指導を受けたところでございます。

このようなことから、平成20年度実施予定でありました江原橋耐震補強工事の前倒し配分として組み替え補正をし、未契約繰り越しをお願いするものでございます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

第9款教育費、2項小学校費、三瀬谷小学校屋内運動場及びプール改築事業について、ご説明を申し上げます。

本事業の平成19年度実施設計業者決定につきましては、設計協議方式により平成20年1月30日に業務委託契約をいたしました。その後、基本設計の打ち合わせに入り、学校現場等の意見も取り入れながら進めてまいりましたが、その調整に時間がかかり、実施図面、設計仕様書等の年度内完成が見込めないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田諄二君）

第10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でございます。林業用施設災害復旧事業につきまして、ご説明を申し上げます。

平成19年7月14日から16日、台風4号による災害復旧事業で、林道春日谷線1号箇所、2号箇所の繰り越しでございます。

主な理由といたしましては、本事業の手前におきまして、県施工の砂防工事、それから砂防工事に伴う付け替え道路工事等でございます。及び治山工事が行われております。このため資材の搬入道路の調整や、工程調整に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めず、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧、公共土木施設災害復旧事業につきまして、ご説明を申し上げます。

平成 19 年 9 月 11 日から 15 日の豪雨による普通河川小井戸川左岸災害復旧工事の繰り越しでございます。主な理由は当初計画しておりました工事中仮設道路の位置が変更になり、地権者との協議調整に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

議案第 29 号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第 4 議案第 29 号「平成 19 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（尾上 薫君）

議案第 29 号 平成 19 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

12 ページ、1 款総務費、1 目一般管理費では調整交付金の新システムへの対応と、70 歳から 74 歳の方の医療費負担の凍結にかかる部分に対応するため、電算システムの改修が必要となりましたので、電算作業委託料 104 万 9,000 円を計上いたしました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保険者等保険給付費では、退職者被保険者等の医療費

の増加により保険給付費 500 万円を、3 目一般被保険者療養費では療養費の増加により、療養費負担金 200 万円を増額いたしました。

13 ページ、2 款保険給付費、2 項高額療養費の 2 目退職被保険者等高額療養費では、退職被保険者等の高額療養費の増加により、高額療養費負担金 180 万円を増額いたしました。

2 款保険給付費、3 項葬祭諸費では、葬祭費の支給増により 110 万円を増額いたしました。

14 ページ、3 款老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金では、拠出金の確定により 378 万 9,000 円を減額いたしました。

15 ページ、5 款共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金では、拠出金額の確定により 237 万円を減額、3 目保険財政共同安定化事業費拠出金では、拠出金額の確定により 670 万 1,000 円を減額いたしました。

16 ページ、9 款諸支出金、3 目償還金では調整交付金を返還するため、補助金返還金 198 万 4,000 円を増額いたしました。

歳出総額では 76 万 5,000 円を増額でございます。

次に、歳出の財源となります歳入の主なものからご説明申し上げます。

7 ページ、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分では、一般被保険者から退職被保険者等への移行などにより 1,110 万円を減額、3 節介護納付金分現年課税分では、調定額の減少により 128 万円を減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年度課税分では一般被保険者から退職被保険者等への移行などにより 590 万を増額いたしました。国民健康保険税総額では 648 万円の減額をいたしました。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分一般分、老人保健分、介護分の負担金の変更申請により 725 万 3,000 円を減額するなど、国庫負担金では 784 万 3,000 円を減額いたしました。

8 ページ、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金では一般被保険者保険給付費交付金で 427 万 8,000 円、介護被保険者保険納付費交付金 296 万 1,000 円、老人保健医療費拠出金交付金 590 万 4,000 円など、1,314 万 3,000 円を増額、2 節その他特別調整交付金では、特別調整交付金 70 万 1,000 円を増額、国庫補助金では 1,391 万 6,000 円を増額いたしました。

4 款療養給付費交付金では、退職被保険者等保険給付費交付金の増加により、1,277 万円を増額。

9 ページ、5 款共同事業交付金では、2 目保険財政共同安定化事業交付金の増加見込みにより 569 万 5,000 円を増額いたしました。

10 ページ、8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、財政安定化支援分の繰入

金 107 万 8,000 円を減額、2 項基金繰入金、1 項財政調整基金繰入金では、財政調整基金繰入金 1,600 万円を減額いたしました。

歳入総額で 76 万 5,000 円の増額です。

歳入歳出予算の総額 12 億 1,255 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 76 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 1,332 万 2,000 円とするものでございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 30 号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第 5 議案第 30 号「平成 19 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

議案第 30 号 平成 19 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出から主なものにつきましてご説明申し上げます。

9 ページ、1 款総務費の一般管理費では、職員の給料、手当、共済費、旅費の精査に伴い、合わせて 33 万 6,000 円の減額と、負担金補助及び交付金で三重県水道協会解散に伴い、分担金 17 万 4,000 円及び会費 2 万円を減額、合わせて 53 万円を減額いたしました。

10 ページ、2 款簡易水道費の簡易水道維持費では、メーター取替工事の精査及び入札差金により、

68万8,000円を減額いたしました。

2目新設改良費、委託料では大台町簡易水道基本計画策定業務委託料の精査及び入札差金により165万5,000円を減額するとともに、18年度に実施いたしました日進川添簡易水道水源水量調査委託の結果、適切な水源水量が確保できなかったことから、統合計画に伴う変更認可申請業務が実施できなかったことにより、栃原・千代・川添統合簡易水道変更認可申請委託料850万円を減額いたしました。

工事請負費では、栗谷簡易水道遠方監視装置整備工事60万4,000円を減額するとともに精査及び入札差金により長ヶ簡易水道配水メーター設置工事5万1,000円を減額いたしました。

11ページ、3款公債費の利子では、起債借入の利子確定に伴い362万8,000円を減額いたしました。

次に、これらの主な補正財源についてご説明申し上げます。

1款使用料では、滞納整理により過年度水道使用料117万3,000円を増額いたしました。また手数料では加入件数の増により8万3,000円を増額いたしました。

3款県支出金では、大台町簡易水道基本計画策定業務委託料及び栃原・千代・川添統合簡易水道変更認可申請委託料の減額に伴い、市町村合併支援交付金800万円を減額いたしました。

4款財産収入では簡易水道事業基金利子1万1,000円を増額いたしました。

5款繰入金では、事業精査に伴い一般会計繰入金998万1,000円を減額いたしました。

7款諸収入預金利子では、普通預金利子の精査により10万3,000円を増額いたしました。納付金では新規加入金が多かったことにより113万4,000円増額いたしました。

また雑入では、社団法人三重県水道協会解散に伴う精算金37万4,000円増額と、その他雑入で薬品ポリ容器返還金1万2,000円、合わせて38万6,000円を増額いたしました。

8款町債では、各事業の精査及び入札差金により、簡易水道事業債と過疎対策事業債、それぞれ30万円を減額いたしました。

以上 歳入歳出それぞれ1,569万1,000円減額し、予算総額4億446万7,000円とさせていただきます。補正予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第 6 議案第 31 号「平成 19 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（角谷 達郎君）

議案第 31 号 平成 19 年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正の内容は、事業収入として見込んでおりました貸付金の償還が予定通り行なわれない見込みと
なっていることによるものでございます。

まず、歳出でございます。6 ページ、1 款総務費の一般管理費で役務費の通信運搬費の不用額 3 万
3,000 円を減額いたしました。

次に、歳入でございます。5 ページでは、1 款事業収入の元金で現年度分 167 万 3,000 円及び過
年度分 19 万 1,000 円を減額いたしました。利子では現年度分 13 万 4,000 円を減額するとともに、過
年度分 12 万 7,000 円を増額いたしました。

過年度分利子の増額につきましては、当初予算編成時には前年度償還実績に基づく率で算定をいた
しておりましたが、差額が生じたものでございます。

このほか 3 款繰入金で、一般会計繰入金 183 万 6,000 円を、6 款諸収入では町預金利子 2,000 円を
増額いたしました。

歳入歳出それぞれ 3 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 902 万 3,000 円とするものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第 32 号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第7 議案第32号「平成19年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（尾上 薫君）

議案第32号 平成19年度大台町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

8ページ、1款総務費、1目一般管理費では、事業費の精査により86万円を減額いたしました。

2款医療費、1項医療諸費、1目医療給付費、19節負担金補助金及び交付金では、医療給付費の増加により国保分で7,500万円、社保分で600万円の計8,100万円を増額し、2目医療費支給費では、医療費の増加により、国保分で80万円、社保分で1万円の計81万円を増額いたしました。

歳出総額では、8,095万円の増額でございます。

次に、歳入の主なものからご説明申し上げます。

5ページ、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分では医療費交付金の増加見込みにより、3,113万5,000円を増額、2目審査支払手数料、1節現年度分では審査件数の減少による交付金の減少により、67万4,000円を減額、支払基金交付金総額では3,046万1,000円を増額いたしました。

2款国庫支出金、1目医療費負担金、1節現年度分では医療費負担金の交付額の確定により、899万7,000円を減額いたしました。

6ページ、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節繰入金では、国・県負担金の減額により財源不足が生じたので医療費繰入金5,947万2,000円を増額、事務費繰入金を31万8,000円を減額いたしました。

歳入歳出予算の総額14億9,834万5,000円に、歳入歳出それぞれ8,095万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,929万5,000円とするものでございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 33 号の上程

議長（中西 康雄君）

追加日程第 8 議案第 33 号「平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（角谷 達郎君）

議案第 33 号 平成 19 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正の内容は、平成 19 年度介護保険事業の精算見込みによる、各科目の調整でございます。

まず、歳出からご説明を申し上げます。

9 ページ、1 款総務費では一般管理費で役務費 28 万円を減額するとともに、委託料で平成 19 年度に引き続き、平成 20 年度も実施することといたしました。介護保険料激変緩和措置のための電算システム改修委託料 98 万 2,000 円を増額いたしました。

また、賦課徴収費の役務費では郵送料を一般会計の総務費で支出したために、63 万 3,000 円を減額いたしました。認定調査費で同じく役務費を 15 万 6,000 円減額いたしました

10 から 12 ページでございます。2 款保険給付費では保険給付費の減少見込みにより、1 項介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費 400 万円、施設介護サービス給付費 400 万円、居宅介護サービス計画給付費 300 万円、地域密着型介護サービス費 600 万円を減額いたしました。

2 項介護予防サービス費では、介護予防サービス給付費の介護予防サービス給付費負担金 130 万円

を減額するとともに、特例介護予防サービス給付費負担金で、要支援の型のショート利用が出てまいりましたので 30 万円を追加し、地域密着型介護予防サービス費で 200 万円を減額いたしました。

4 項高額介護サービス費では 100 万円を減額いたしました。

12 ページ、3 款地域支援事業費では、介護予防一般高齢者施策事業費で、事業内容の変更及び実績に基づき、合計で 44 万 3,000 円を減額するとともに、包括的な支援等諸費の任意事業費では、家族介護慰労事業の対象者がおみえにならなかったことによりまして、10 万円を減額いたしました。

13 ページ、5 款基金積立金、基金利息 12 万 5,000 円を増額いたしました。

次に、歳入のほうをご説明申し上げます。

5 ページでございます。1 款保険料では、現年度分の保険料を実績見込みによりまして 168 万 2,000 円減額いたしました。

また、普通徴収の保険料につきましては、実績見込みにより 50 万 7,000 円を増額いたしました。

また、滞納繰越金分の普通徴収保険料では、22 万 9,000 円を増額いたしました。

2 款国庫支出金の国庫補助金では、介護給付費負担金 400 万円を減額いたしました。2 項国庫補助金では調整交付金で 180 万 6,000 円を減額するとともに、介護保険のシステム改修事業補助金 49 万円を増額いたしました。

7 ページ、3 款支払基金交付金では、介護付費交付金 651 万円を減額いたしました。

4 款県支出金では、介護給付費負担金 282 万 5,000 円を減額いたしました。

5 款財産収入では利子及び配当金で、介護給付費の準備基金の利子 12 万 4,000 円を増額いたしました。

7 ページ、7 款繰入金では、一般会計の繰入金を総額 404 万 1,000 円の減額でございます。同じく 2 項の基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金を 228 万 8,000 円を減額いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ 2,150 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 10 億 1,121 万円とするものでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君）

追加日程第9 議案第34号「平成19年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

議案第34号 平成19年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出から主なものにつきましてご説明申し上げます。

9ページ、1款総務費の浄化槽整備事業一般管理費では、職員手当、賃金、旅費の精査に伴い、合わせて12万円を減額するとともに、負担金補助及び交付金で、三重県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金1万5,000円の減額をいたしました。減額理由につきましては、一般会計予算の4款衛生費、負担金補助及び交付金の三重県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金と重複していたことによるものであります。今後、十分気をつけてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、積立金で浄化槽市町村整備推進事業精査により、減債基金16万5,000円を減額いたしました。

2目下水道整備事業一般管理費では、職員手当、旅費の精査に伴い、合わせて20万円を減額いたしました。

2款施設費の浄化槽整備事業施設費では、浄化槽の設置基数を11基計画しておりましたが、10基の要望に止まったことと、及び浄化槽設置工事の精査及び流末排水工事が安価で済んだことにより、310万円を減額いたしました。

10ページ、2目下水道事業施設費の工事請負費では、家屋の新築物件による公共枮の設置が少なかったため、130万円を減額いたしました。

3款維持費の浄化槽整備事業維持費では、浄化槽修繕が少なかったことにより、汚泥引き抜き清掃手数料10万5,000円を減額いたしました。

2目下水道整備事業維持費では、処理場の光熱水費の精査により140万円を減額、役務費でマンホールポンプ緊急時点検手数料など精査により、合わせて54万6,000円を減額、委託料で汚泥処分を当

初 30 回計画しておりましたが、25 回で済みましたことなど理由により、汚泥運搬委託料及び汚泥処理委託料など、合わせて 153 万円を減額いたしました。

11 ページ、4 款公債費の利子では起債借り入れの利子確定に伴い 107 万 5,000 円を減額いたしました。

次に、これらの主な補正財源についてご説明を申し上げます。

1 款使用料及び手数料の浄化槽整備事業使用料で、浄化槽設置基数の減少及び寄付採納浄化槽使用料の精査により、48 万 8,000 円を減額いたしました。下水道整備事業使用料では、下水道使用料で公共施設 5 箇所の料金の計上誤りがございましたので、172 万 4,000 円を増額する一方、精査により寄付採納浄化槽使用料 5 万 6,000 円を減額いたしました。

また、手数料で指定工事店の登録が少なかったため、7,000 円を減額いたしました。

2 款国庫支出金では、浄化槽整備事業減少に伴い、循環型社会形成推進交付金 44 万 1,000 円を減額いたしました。

3 款県支出金では、浄化槽整備事業の減少に伴い、浄化槽整備事業補助金 17 万円を減額いたしました。

4 款財産収入では、浄化槽整備推進事業減債基金利子及び公共下水道整備基金利子、それぞれ 5,000 円、合わせて 1 万円を増額いたしました。

5 款繰入金では、各事業の精査により、浄化槽整備事業費一般会計繰入金 37 万 6,000 円を増額する一方、下水道事業費一般会計繰入金 735 万 2,000 円減額いたしました。差し引き 697 万 6,000 円の減額でございます。

7 款諸収入では、普通預金利子の精査により 4 万 8,000 円を増額でございます。

8 款町債では、浄化槽整備事業の減少に伴い、下水道整備事業債及び過疎対策事業債それぞれ 160 万円を減額いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ 955 万 6,000 円を減額し予算総額 1 億 8,904 万 4,000 円とさせていただく補正予算でございますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中西 康雄君）

追加日程第 10 議案第 35 号「平成 19 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）」
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務長。

病院事務長（東 久生君）

議案第 35 号 平成 19 年度大台町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の提案理由のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出では、町の集中改革プランに基づく勧奨退職制度に応募いたしました看護師 2 名が、平成 20 年 3 月 31 日付で退職いたしますことから、退職手当特別負担金が必要となり、その経費 664 万 2,000 円を増額するものでございます。

しかしながら、この経費は病院の医業に伴い発生した経費でないため、一般会計より 664 万 2,000 円を退職手当特別負担金補助金という形でお願いするものでございます。

また、資本的収入及び支出では、医療機器の充実を図り、医療水準の向上を目指して、大腸ビデオスコープ等の購入を計画させていただきましたが、医療機器購入にあたり、当初予定をいたしておりました購入価格より、安価で購入することができましたので、建設改良費の 82 万 7,000 円の減額と、その財源である企業債の借入金 80 万円の減額をお願いするものでございます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（中西 康雄君）

以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

休会日について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案調査のため、3月20日を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、3月20日を休会とすることに決定しました。

散会の宣言

議長（中西 康雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は3月21日、金曜日、午前9時より再開いたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

（午前 11時 23分）